

議案第 25 号

長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 19 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、長久手市民野球場管理棟において新たに施設の運営を行うことに関し、長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長久手市体育施設設置及び管理に関する条例（昭和54年長久手町条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------|-------------------------|
| 別表第1（第5条関係） 【別記1 参照】 | 別表第1（第5条関係） 【別記1 参照】 |

【別記1】

改正後

| 施設名 | 区分 | 時間帯 | 使用料 |
|-----------------------|------------|------------|------------|
| 市民野球場 | 野球場 | 午前9時～正午 | 一律 3,240円 |
| | | 正午～午後3時 | |
| | | 午後3時～午後6時 | |
| | | 午後6時～午後9時 | |
| | 夜間照明 設備 | | 1時間 5,330円 |
| 市民野球場 管理棟 | 多目的室 | 1時間につき | 1,250円 |
| 市民及び菖 蒲池テニス コート | テニスコ ート | 午前9時～午前11時 | 一律 590円 |
| | | 午前11時～午後1時 | |
| | | 午後1時～午後3時 | |
| | | 午後3時～午後5時 | |

改正前

| 施設名 | 区分 | 時間帯 | 使用料 |
|-----------------------|------------|------------|----------------|
| 市民野球場 | 野球場 | 午前9時～正午 | 一律 3,240円 |
| | | 正午～午後3時 | |
| | | 午後3時～午後6時 | |
| | | 午後6時～午後9時 | |
| | 夜間照明 設備 | | 1時間 5,330 円 |
| 市民及び菖 蒲池テニス コート | テニスコ ート | 午前9時～午前11時 | 一律 590円 |
| | | 午前11時～午後1時 | |
| | | 午後1時～午後3時 | |
| | | 午後3時～午後5時 | |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、長久手市民野球場管理棟において新たな施設の運営を行うことに関し、長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 利用者の要望を受け、長久手市民野球場管理棟に多目的室を整備し、貸し施設として運営することに関し、使用料を定めるため条例を改正するものです。

2 改正の内容

長久手市民野球場管理棟の多目的室の使用料を規定すること。(別表第1関係)

3 今後の影響

条例の改正により、長久手市民野球場管理棟の多目的室を貸し施設として運用することができるようになります。

4 附則について

この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。